

# 岐阜県公報

号外 (一) 平成二十年七月十五日

## 目次

岐阜県職員退職料給与条例の一部を改正する条例	(職員厚生課)	二二
岐阜県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	二二
岐阜県手数料徴収条例の一部を改正する条例	(地球環境課)	八
岐阜県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(医療整備課)	九
岐阜県風致地区条例の一部を改正する条例	(都市政策課)	九
岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(特別支援教育課)	九

### 本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県職員退職料給与条例の一部を改正する条例(条例第三三号)
  - 一 特殊法人の整理合理化に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(第九条ノ四及び第一四条関係)
- 二 この条例は、平成二〇年一〇月一日から施行することとした。
  - 岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第三三三号)
    - 一 県民税
      - 1 上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率を廃止することとした。(附則第四条及び附則第一一条の五関係)
      - 2 肉用牛の売却所得に係る所得割の課税の特例について、見直しを行ったうえで、その適用期限を三年延長することとした。(附則第五条関係)
    - 二 事業税
      - 地域間の税源偏在を是正するため、税体系の抜本的改革が行われるまでの暫定措置の一環として、法人事業税の税率の引下げを行うこととした。(附則第六条の二の二関係)
    - 三 不動産取得税
      - 地方税法以外の法律等による政策の推進を税制面において支援する特例措置の創設を行うこととした。(附則第七条関係)
    - 四 その他所要の規定の整備を行うこととした。
    - 五 この条例は、一部の規定を除き、平成二二年一月一日から施行することとした。
  - 岐阜県手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第三四号)
    - 一 「温泉法」の一部改正に伴い、可燃性天然ガスの濃度の確認に要する費用等を新たに徴収することとした。(別表第一関係)

二 この条例は、一部の規定を除き、平成二〇年一〇月一日から施行することとした。

岐阜県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三五号)

一 「医療法施行令」及び「医療法施行規則」の一部改正に伴い、県立病院で標ぼうする診療科目を変更することとした。(第二条関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。(第二条関係)

岐阜県風致地区条例の一部を改正する条例(条例第三六号)

一 独立行政法人緑資源機構の解散に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(第四条関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第三七号)

一 岐阜県立揖斐特別支援学校を揖斐郡揖斐川町に設置するため、所要の規定の整備を行うこととした。(別表第二関係)

二 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県職員退職料給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十二号

岐阜県職員退職料給与条例の一部を改正する条例

岐阜県職員退職料給与条例(昭和八年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第九条ノ四第一項中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。  
第十四条中「公営企業金融公庫」を「旧公営企業金融公庫」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

岐阜県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十三号

岐阜県税条例の一部を改正する条例

第一条 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第七号中「第三十七条の十一第一項」を「第三十七条の十二の第二項」に改め、同条第四項中「第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第百六号)第七条の二第一項に規定する法人である政党等」に改める。

第二十条中「寄附金控除額」を削る。

第二十七条第一項ただし書中「医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「若しくは同条第九項」を「同条第九項」に改め、「雑損失の金額の控除」の下に「若しくは法第三十七条の二の規定によつて控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除」を加え、同項第五号中「寄附金控除額」を削り、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 寄附金税額控除額の控除に関する事項

第二十七条第三項中「医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「又は同条第九項」を「同条第九項」に改め、「雑損失の金額の控除」の下に「又は寄附金税額控除額の控除」を加える。

第二十九条第一項第五号中「第三十七条の三」を「第三十七条の四」に、「第三十四条の八第三項」を「第三十四条の九第三項」に改める。

第三十七条第一項第一号を次のように改める。

一 公益社団法人又は公益財団法人

第三十七条の十三中「特別徴収義務者が国外特定配当等」の下に「又は租税特別措置法第九条の三の第二項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を、「係る国外特定配当等」の下に「又は上場株式等の配当等」を加える。

第三十八条第一項第一号口中「投資法人及び」を「投資法人」に改め、「特定目的会社」の下に「並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）」を加える。

第五十三條第七項中「農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八條第一項若しくは第十八條の二第一項（第一号に係る部分に限る。）を「株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号若しくは第九号の下欄に掲げる資金の貸付け」に改める。

第五十五條第四項中「第三十九條の三の三」を「第三十九條の三の二」に改める。

第五十八條の七の二第一項中「民法第三十四條の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に、「本項」を「この項」に改める。

第六十條の二第二項中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加える。

附則第三條の三の二及び第三條の四を削る。

附則第四條を次のように改める。

第四條 削除

附則第五條第一項中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「免稅対象飼育牛牛である場合」を「免稅対象飼育牛（次項において「免稅対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内である場合に限る。）に改め、同條第二項中「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免稅対象飼育牛に該當する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該を超える部分の免稅対象飼育牛が含まれている」に、「及び第五條の四第一項」を「第五條の四第一項及び第五條の五第一項」に改める。  
附則第六條の二の二に次の一項を加える。

2 平成二十年十月一日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び

び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）についての第四十二条及び前項の規定の適用については、当分の間、第四十二条第一項第一号八の表中「百分の三・八」とあるのは「百分の一・五」と、「百分の五・五」とあるのは「百分の二・二」と、「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の七・三」とあるのは「百分の四」と、「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、同条第二項中「百分の一・三」とあるのは「百分の〇・七」と、同条第三項第一号八中「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号中「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、前項中「第四十二条第一項第二号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第四十二条第一項第二号」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、「百分の七・九」とあるのは「百分の四・三」とする。

附則第六條の三第二項中「第六條の十七第四項」を「第六條の十七第二項」に改める。  
附則第七條第六項中「第三條の二の七」を「第三條の二の八」に改め、同條第十五項中「第三條の二の十六」を「第三條の二の十七」に改め、同條第十七項中「第三條の二の十七」を「第三條の二の十八」に改め、同條第十八項中「第三條の二の十八第一項」を「第三條の二の十九第一項」に改め、同條第二十七項中「施行令で定める」を「施行令附則第七條第三十項に規定する」に改め、同條第二十八項中「施行令で定める」を「施行令附則第七條第三十一項に規定する」に、「用途で施行令で定める」を「用途で施行令附則第七條第三十二項に規定する」に改め、同條第二十九項中「施行規則で定める」を「施行規則附則第三條の二の二十五に規定する」に改め、同條に次の二項を加える。

30 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第五条第一項に規定する協議会の構成員（公益社団法人又は公益財団法人に限る。）が、文化財保護法の規定によつて重要文化財、国宝、重要有形民族文化財、史跡名勝天然記念物若しくは特別史跡名勝天然記念物として指定された家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地、同法第五十八條第一項に規定する登録有形文化財、同法第九十條第三項に規定する登録有形民族文化財若しく

は同法第百三十三条に規定する登録記念物である家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地、同法第百四十四条第一項に規定する重要伝統的建造物群保存地区の区域内にある家屋で施行令附則第七條第三十三項に規定するもの若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）第二條第一項の規定により認定された家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

31 公益社団法人又は公益財団法人が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第七十一條第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第七條第三十四項に規定するもの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

附則第九條の二を次のように改める。

（上場株式等に係る配当所得に係る県民税の特例）

第九條の二 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第八條の四第一項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二條第十三項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第十九條及び第二十一條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第三十三條の第二項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四條の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、法附則第五條第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用については、法附則第三十三條の二第二項から第四項までに規定するところによる。

附則第十一條の二第二項中「及び附則第十一條の三第一項」を削る。

附則第十一條の二の二第一項中「並びに次條第一項」を削り、同條第二項中「特定管理口座」を「特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。）に係る同條第一項に規定する振替口座簿（附則第十一條の四第一項において「振替口座簿」という。）に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座」に改め、「次條第一項」を削る。

附則第十一條の三を次のように改める。

第十一條の三 削除

附則第十一條の四第一項中「同條第一項に規定する」を削り、「委託がされている」の下に「同條第二項に規定する」を加え、同條第二項中「信用取引（金融商品取引法第百五十六條の二十四第一項に規定する信用取引をいう。）又は発行日取引（所得税法第二條第一項第十七号に規定する有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて施行規則附則第十五條の三に規定する取引をいう。）を「租税特別措置法第三十七條の十一の三第二項に規定する信用取引等」に、「租税特別措置法第三十七條の十一の三第三項第三号」を「同條第三項第三号」に、「上場株式等の信用取引等」を「同條第二項に規定する上場株式等の信用取引等」に改める。

附則第十一條の五を削る。

附則第十三條第一項中「とする自動車で施行規則で定める」を「とする自動車で施行規則附則第五條第一項に規定する」に、「用いる自動車で施行規則で定める」を「用いる自動車で同條第二項に規定する」に、「同項」を「第四項」に、「施行規則附則第五條第三項」を「同條第三項」に改め、同條第三項中「施行規則で定める」を「施行規則附則第五條の二第二項」を「同條第二項」に改め、同條第四項第二号イ中「排出ガス保安基準で施行規則で定める」を「排出ガス保安基準で施行規則附則第五條の二第四項に規定する」に、「も」ので施行規則で定める」を「も」ので同條第五項に規定する」に改め、同号ロ中「排出ガス保安基準で施行規則で定める」を「排出ガス保安基準で施行規則附則第五條の二第六項に規定する」に、「も」ので施行規則で定める」を「も」ので同條第七項に規定する」に改め、同項第三号中「施行規則で定める」を「施行規則附則第五條の二第八項に規定する」に改め、同條第五項中「第五條の二第五項」を「第五條の二第九項」に

改め、同条第六項中「第五条の二第六項」を「第五条の二第十項」に改める。

附則第十五条第八項第一号中「排出ガス保安基準で施行規則で定める」を「排出ガス保安基準で施行規則附則第十二条の二の二第五項に規定する」に、「もって施行規則で定める」を「もって同条第六項に規定する」に改め、同項第二号中「排出ガス保安基準で施行規則で定める」を「排出ガス保安基準で施行規則附則第十二条の二の二第七項に規定する」に、「もって施行規則で定める」を「もって同条第八項に規定する」に改め、同項第三号中「軽油自動車で施行規則で定める」を「軽油自動車で施行規則附則第十二条の二の二第九項に規定する」に、「排出ガス保安基準で施行規則で定める」を「排出ガス保安基準で施行規則附則第十二条の二の二第十項に規定する」に改める。

第二条 岐阜県条例の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。

(公益法人等に係る県民税の特例)

第四条 当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段(同条第六項から第九項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第四十条第三項に規定する公益法人等(同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第四十条第三項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、施行令附則第三条の二の三第一項に規定するところにより、これに同法第四十条第三項に規定する財産(同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用については、法附則第三条の二の四第三項に規定するところによる。

附則第十一条の四の次に次の一条を加える。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る県民税の所得計算及び特別徴収等の特例)

第十一条の五 県民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(以下この条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)については、施行令附則第十八条の四の二第一項に規定するところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等(所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。)に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計

算する。

2 租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座(以下この項において「源泉徴収選択口座」という。)が開設されている第三十七条の十二に規定する特別徴収義務者が、源泉徴収選択口座内配当等につき、第三十七条の十三の規定に基づき県民税の配当割を徴収する場合における第十八条第一項第六号、第三十七條の十二及び第三十七條の十三の規定の適用については、第十八条第一項第六号及び第三十七條の十二中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」と、第三十七條の十三中「属する月の翌月十日」とあるのは「属する年の翌年一月十日(施行令附則第十八条の四の二第二項において読み替えて準用する施行令第九条の二十第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する日)」とする。

3 前二項の規定の適用については、法附則第三十五条の二の五第三項から第六項までに規定するところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第五十五条第四項の改正規定並びに附則第三条の三の二及び第三条の四を削る改正規定並びに附則第六条の三第二項、第七条第六項、第十五項、第十七項、第十八項及び第二十七項から第二十九項まで、第十三条第一項、第三項、第四項第二号イ及びロ並びに第三号、第五項並びに第六項並びに第十五条第八項第一号から第三号までの改正規定並びに次項及び附則第十三項の規定 公布の日

二 第一条中第五十三条第七項の改正規定及び附則第六条の二の二に一項を加える改正規定 平成二十年十月一日

三 第一条中第十八条第四項、第三十七条第一項第一号、第三十八条第一項第一号口、第五十八条の七の二第二項及び第六十条の二第二項の改正規定並びに附則第七条に二項を加える改正規定(同条第三十一項に係る部分に限る。)並びに附則第十四項の規定 平成二十年十二月一日

四 第一条中第二十条、第二十七条第一項及び第三項並びに第二十九条第一項第五号の改正規定並びに附則第五条第二項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「もの」が含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二

千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分を除く。)、附則第十一条の二の二第二項の改正規定(「次条第一項」を削る部分を除く。))並びに附則第十一条の四第一項の改正規定(「同条第一項に規定する」を削る部分に限る。))並びに第二条中附則第四条の改正規定並びに附則第六項の規定 平成二十一年四月一日

五 第一条中第三十七条の十三の改正規定並びに附則第五条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。))及び附則第九条の二の改正規定並びに第二条中附則第十一条の四の次に一条を加える改正規定並びに附則第七項から第十項までの規定 平成二十二年一月一日

六 第一条中附則第十一条の二第一項及び第十一条の二の二第二項の改正規定、同条第二項の改正規定(「次条第一項」を削る部分に限る。)、附則第十一条の三の改正規定、附則第十一条の四第一項の改正規定(「同条第一項に規定する」を削る部分を除く。))及び同条第二項の改正規定並びに附則第十一項及び第十二項の規定 平成二十二年四月一日

七 第一条中附則第七条に二項を加える改正規定(同条第三十項に係る部分に限る。))及び附則第十五項の規定 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)の施行の日  
(個人の県民税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の岐阜県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。  
3 平成二十一年一月一日前に支払を受けるべき第一条の規定による改正前の岐阜県税条例(以下「旧条例」という。))附則第四条に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

4 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十項及び第十二項において「新法」という。)(第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四条の二第九項又は第四条の三十第十項の

規定の適用を受けるものを除く。))に係る新条例第三十七条の十の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

5 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に行われる新条例第三十七条の十八に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る新条例第三十七条の十五の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

6 新条例附則第四条の規定は、租税特別措置法第四十条第二項又は第三項の規定による同条第一項後段の承認の取消しが平成二十年十二月一日以後にされる場合について適用する。

7 新条例附則第五条の規定は、平成二十二年以後の年度分の個人の県民税について適用し、旧条例附則第五条第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

8 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新条例附則第九条の二第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。))に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二に相当する金額

二 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 一万二千円  
ロ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

9 新条例附則第十一条の五の規定は、平成二十二年一月一日以後に県民税の納税義務者が交付を受ける同条第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(次項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。))について適用する。

10 新条例附則第十一条の五第二項の特別徴収義務者が県民税の配当割の納税義務者に対して平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの期間内に交付をする源泉

徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座（同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。）につき次に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額は、新法附則第三十五條の二の五第三項の規定にかかわらず、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五百二十二号。以下この項及び附則第十二項において「平成二十年改正政令」という。）附則第三條第十項において読み替えて準用する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下この項において「施行令」という。）附則第十八條の四の二第三項から第五項までに規定するところにより、その年中に交付した地方税法等の一部を改正する法律附則第三條第十七項各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額として平成二十年改正政令附則第三條第九項に規定する金額を源泉徴収選択口座内配当等に係る特定配当等の額とみなして新条例第三十七條の十の規定を適用して計算した金額とする。

一 その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る新条例附則第十一條の四第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として平成二十年改正政令附則第三條第十一項において準用する施行令附則第十八條の四の二第六項に規定する金額

二 その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された新条例第十八條第一項第七号に規定する差金決済に係る新条例附則第十一條の四第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として平成二十年改正政令附則第三條第十一項において準用する施行令附則第十八條の四の二第七項に規定する金額

11 県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日前に行つた旧条例附則第十一條の三第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

12 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に新法附則第三十五條の二の六第二項に規定する上場株式等（以下こ

の項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第十一條の二の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第三十七條の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二條第一項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第十一條の二第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として平成二十年改正政令附則第三條第十三項に規定するところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、新条例附則第十一條の二第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

一 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。以下この項において同じ。）が五百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の一・二に相当する金額

二 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 六万円

ロ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から五百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

（不動産取得税に関する経過措置）

13 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成二十年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

14 平成二十二年十二月一日前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八條の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の法人による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

15 附則第一項第七号に定める日から平成二十一年十一月三十日までの間における新条例附則第七條第三十項の規定の適用については、同項中「公益社団法人又は公益財団法人」とあるのは、「民法第三十四條の法人」とする。

岐阜県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十四号

岐阜県手数料徴収条例の一部を改正する条例

第一条 岐阜県手数料徴収条例(平成十二年岐阜県条例第三号)の一部を次のように改正する。  
別表第一八の項に次のように加える。

8 温泉法の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百一十一号)附則第六条の規定によりその例によることとされる同法による改正後の法第十四条の五第一項に規定する可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査	可燃性天然ガス濃度確認申請手数料	一件につき	七、四〇〇
--	------------------	-------	-------

第二条 岐阜県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第一八の項中第八号を削り、第七号を第十三号とし、第六号を第十二号とし、第五号を第十一号とし、同項第四号中「又は法」を「若しくは法」に改め、「又は動力の装置」を削り、「承認の申請」の下に「又は法第十一条第三項において準用する法第六条第一項若しくは法第七条第一項に規定する動力の装置の許可を受けた者の地位の承認の申請」を加え、同号を同項第五号とし、同号の次に次のように加える。

6 法第十一条第二項において準用する法第七	増掘施設等変更許可申請手数料	一件につき	一四、〇〇〇
-----------------------	----------------	-------	--------

条の二に規定する増掘のための施設等の変更の許可の申請に対する審査

7 法第十四条の二第一項に規定する温泉の採取の許可の申請に対する審査	温泉採取許可申請手数料	一件につき	三五、〇〇〇
------------------------------------	-------------	-------	--------

8 法第十四条の三第一項又は法第十四条の四第一項に規定する温泉の採取の許可を受けた者の地位の承認の承認の申請に対する審査	温泉採取許可地位承認申請手数料	一件につき	七、四〇〇
--	-----------------	-------	-------

9 法第十四条の五第一項に規定する可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査	可燃性天然ガス濃度確認申請手数料	一件につき	七、四〇〇
---	------------------	-------	-------

10 法第十四条の七第一項に規定する温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	温泉採取施設等変更許可申請手数料	一件につき	一四、〇〇〇
---	------------------	-------	--------

別表第一八の項中第三号を第四号とし、第一号の次に次のように加える。

3 法第七条の二第一項に規定する掘削のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	掘削施設等変更許可申請手数料	一件につき	一四、〇〇〇
--	----------------	-------	--------

附 則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年八月一日から施行する。



岐阜県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十五号

岐阜県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年岐阜県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表岐阜県総合医療センターの項中「心療内科」を「腎臓内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、疼痛緩和内科、心療内科」に、「呼吸器科、消化器科、循環器科」を「呼吸器内科、消化器内科、肝臓内科、循環器内科」に改め、「小児科」の下に「小児循環器内科、新生児内科」を、「外科」の下に「消化器外科、乳腺外科、疼痛緩和外科」を、「心臓血管外科」の下に「小児心臓外科」を加え、「泌尿器科、産婦人科」を「泌尿器科、産科、婦人科」に、「放射線科」を「放射線診断科、放射線治療科」に改め、「麻酔科」の下に「病理診断科、臨床検査科、救急科、小児救急科」を加え、同表岐阜県立多治見病院の項中「精神科」を「腎臓内科、血液内科、内分泌内科、リウマチ科、精神科」に、「呼吸器科、消化器科、循環器科」を「呼吸器内科、消化器内科、循環器内科」に改め、「小児科」の下に「新生児内科」を、「外科」の下に「消化器外科、乳腺・内分泌外科」を、「脳神経外科」の下に「呼吸器外科」を、「心臓血管外科」の下に「血管外科」を加え、「泌尿器科」を「泌尿器科」に改め、「放射線科」の下に「腫瘍放射線科」を、「麻酔科」の下に「病理診断科、臨床検査科、救急科」を加え、同表岐阜県立下呂温泉病院の項中「心療内科、精神科、呼吸器科、消化器科、循環器科」を「腎臓内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、漢方内科、内分泌内科」に改め、「外科」の下に「消化器外科、乳腺外科」を、「脳神経外科」の下に「胸部外科」を加え、「泌尿器科」を「泌尿器科」に改め、「麻酔科」の下に「病理診断科、臨床検査科、救急科」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十六号

岐阜県風致地区条例の一部を改正する条例

岐阜県風致地区条例（昭和四十五年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号を次のように改める。

二 独立行政法人森林総合研究所

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十七号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

学校	岐阜県立海津特別支援	海津市
学校	岐阜県立揖斐特別支援	揖斐郡揖斐川町

を  
に改める。

附 則  
この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十年七月十五日印刷  
平成二十年七月十五日発行

発 行 者  
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐 阜 県 庁

印 刷 者  
印 刷 所  
定 価  
一 年 四 八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐 阜 尾 文 芸 社